

I. 騒音・振動

1. 工場

(1) 用途地域別・行政地域別認可工場数

(令和6年4月1日現在)

用途地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計	%
低層住居専用地域	16	12	25	31	10	94	12.20
中高層住居専用地域	81	21	23	33	17	175	22.59
住居地域	52	8	64	38	16	178	22.85
近隣商業地域	76	41	72	14	14	217	28.12
商業地域	22	10	1	0	1	34	4.40
準工業地域	25	0	26	23	1	75	9.72
合計	272	92	211	139	59	773	100.0

(2) 業種別・行政地域別認可工場数

(令和6年4月1日現在)

業種	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
食料品製造業	26	17	10	9	3	65
繊維工業	4	0	2	1	0	7
衣類・その他の繊維	0	1	1	1	1	4
木材・木製品製造業	6	5	9	7	4	31
家具・装飾品製造業	7	5	8	4	4	28
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	3	3	1	12
出版・印刷・同関連	37	11	8	4	5	65
化学工業製品製造業	0	1	1	1	2	5
石油製品・石炭製品	0	0	0	0	1	1
プラスチック製品	7	4	4	3	0	18
ゴム製品製造業	4	2	0	0	0	6
皮革・同製品製造業	0	2	0	0	0	2
窯業・土石製品製造業	4	0	0	3	2	9
非鉄金属製造業	1	2	1	0	0	4
金属製品製造業	33	9	21	12	8	83
一般機械器具製造業	15	1	11	11	0	38
電気機械器具製造業	23	5	26	10	3	67
輸送用機械器具製造業	11	0	6	1	1	19
精密機械器具製造業	20	4	13	3	2	42
その他の製造業	3	2	6	5	1	17
サービス業(クリーニング)	3	2	7	6	0	18
サービス業(自動車整備)	61	13	70	41	19	204
サービス業(その他の修理)	0	2	3	1	0	6
サービス業(その他)	3	3	0	7	1	14
教育機関	0	0	0	1	0	1
清掃工場・廃棄物処理	0	0	0	2	1	3
公務機関	0	0	1	3	0	4
合計	272	92	211	139	59	773

(3) 業種別・用途地域別認可工場数

(令和6年4月1日現在)

業 種	低 層	中高層	住 居	近隣商業	商 業	準工業	合 計
食 料 品 製 造 業	6	9	5	30	9	5	64
繊 維 工 業	2	2	1	1	0	1	7
衣 類 ・ そ の 他 の 繊 維	0	0	0	3	0	1	4
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	8	1	9	10	2	1	31
家 具 ・ 装 飾 品 製 造 業	3	5	5	11	1	3	28
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	5	1	0	0	12
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	4	15	6	26	9	4	64
化 学 工 業 製 品 製 造 業	1	1	0	2	0	1	5
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	0	0	1	0	0	0	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	3	7	2	5	0	0	17
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	2	1	1	2	0	6
皮 革 ・ 同 製 品 製 造 業	0	1	0	1	0	0	2
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	0	4	3	0	0	9
非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	3	1	0	0	4
金 属 製 品 製 造 業	10	27	17	17	1	11	83
一 般 機 械 器 具 製 造 業	5	11	9	6	1	4	36
電 気 機 械 器 具 製 造 業	9	26	13	11	0	8	67
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3	7	4	3	1	0	18
精 密 機 械 器 具 製 造 業	7	17	13	5	0	5	47
そ の 他 の 製 造 業	4	2	2	4	1	3	16
サービス業(クリーニング)	0	1	1	10	0	6	18
サービス業(自動車整備)	23	32	71	59	6	13	204
サービス業(その他の修理)	0	1	2	1	1	1	6
サービス業(その他)	1	2	2	5	0	4	14
教 育 機 関	0	1	0	0	0	0	1
清 掃 工 場 ・ 廃 棄 物 処 理	0	0	1	0	0	2	3
公 務 機 関	0	2	0	0	0	2	4
合 計	94	175	177	216	34	75	773

2. 指定作業場

(1) 業種別・行政地域別指定作業場数

(令和6年4月1日現在)

指定作業場の種類	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山	合 計
レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	1	1
自 動 車 駐 車 場	275	88	297	200	177	1,037
専 用 自 動 車 タ ー ミ ナ ル	0	0	4	0	2	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	18	7	28	14	10	77
自 動 車 洗 車 場	0	0	5	2	1	8
ウエスト・スクラップ処理場	0	1	1	7	2	11
セ メ ン ト サ イ ロ	1	0	0	0	0	1
材 料 置 場	13	9	28	26	19	95
畜 舎	0	0	2	0	1	3
青 写 真 施 設	1	0	0	1	0	2
め ん 類 製 造 業	21	6	1	2	3	33
豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	36	23	17	8	8	92
洗 濯 施 設	96	71	62	37	30	296
し 尿 処 理 施 設	1	0	1	0	1	3
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等	39	25	39	27	12	142
地 下 水 揚 水 施 設	0	0	2	2	0	4
廃 棄 物 の 積 替 ・ 保 管	3	0	2	4	1	10
定 置 型 内 燃 機 関	1	0	0	1	1	3
浄 水 施 設	0	0	1	1	0	2
病 院	2	0	2	0	2	6
試 験 研 究 機 関	3	2	4	1	1	11
合 計	510	232	496	333	272	1,843

※ 但し、指定作業場の種類として、①へい獣処理場、②と畜場、③工業用材料薬品小分け施設、④有毒ガス使用食物燻蒸場、⑤砂利採取場、⑥廃油処理施設、⑦汚泥処理施設、⑧污水处理施設、⑨下水処理場、⑩暖房用熱風炉を除く

(2) 業種別・用途地域別指定作業場数

(令和6年4月1日現在)

指定作業場の種類	低 層	中高層	住 居	近隣商業	商 業	準工業	合 計
レディミクストコンクリート製造業	0	1	0	0	0	0	1
自 動 車 駐 車 場	365	324	197	88	40	23	1,037
専 用 自 動 車 タ ー ミ ナ ル	1	2	2	1	0	0	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	3	15	31	21	3	4	77
自 動 車 洗 車 場	2	1	4	1	0	0	8
ウエスト・スクラップ処理場	3	4	4	0	0	0	11
セ メ ン ト サ イ ロ	0	1	0	0	0	0	1
材 料 置 場	42	29	15	6	1	2	95
畜 舎	1	2	0	0	0	0	3
青 写 真 施 設	0	0	1	1	0	0	2
め ん 類 製 造 業	2	6	7	14	4	0	33
豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	6	16	16	48	6	0	92
洗 濯 施 設	52	59	46	120	17	2	296
し 尿 処 理 施 設	0	2	0	0	1	0	3
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等	37	35	34	20	15	1	142
地 下 水 揚 水 施 設	1	1	1	1	0	0	4
廃 棄 物 の 積 替 ・ 保 管	2	5	3	0	0	0	10
定 置 型 内 燃 機 関	0	1	1	0	1	0	3
浄 水 施 設	1	1	0	0	0	0	2
病 院	0	5	1	0	0	0	6
試 験 研 究 機 関	1	6	1	1	1	1	12
合 計	519	517	363	323	88	33	1,843

※ 但し、指定作業場の種類として、①へい獣処理場、②と畜場、③工業用材料薬品小分け施設、④有害ガス使用食物燻蒸場、⑤砂利採取場、⑥廃油処理施設、⑦污泥処理施設、⑧污水处理施設、⑨下水処理場、⑩暖房用熱風炉を除く

3. 令和5年度 発生源別・現象別苦情受付件数

発生源	公害現象	ばい煙	粉じん	有毒ガス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	その他	総 数
		4	31	1	19	0	119	70	34	278
工 場 系 計		0	0	0	1	0	1	0	1	3
製造業（食品・タバコ）		0	0	0	0	0	1	0	1	2
製造業（木材・木製品）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業（金属製品）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
化 学 工 業		0	0	0	1	0	0	0	0	1
電気機械器具製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業（洗濯）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業（自動車整備業）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 製 造 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
指 定 作 業 場 系 計		0	0	0	0	0	3	2	0	5
レ ディ ミ ク ス ト		0	0	0	0	0	0	0	0	0
専用自動車ターミナル		0	0	0	0	0	0	0	0	0
自 動 車 駐 車 場		0	0	0	0	0	1	1	0	2
ガ ソ リ ン ス タ ン ド		0	0	0	0	0	0	0	0	0
自 動 車 洗 車 場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエストスクラップ処理場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
材 料 置 場		0	0	0	0	0	1	1	0	2
洗 濯 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等		0	0	0	0	0	1	0	0	1
地 下 水 揚 水 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 作 業 系 計		2	31	1	2	0	89	67	27	219
特 定 建 設 作 業		0	6	0	0	0	8	12	4	30
指 定 建 設 作 業		0	11	1	0	0	25	27	3	67
そ の 他 の 建 設 作 業		2	14	0	2	0	56	28	20	122
一 般 系 計		2	0	0	16	0	26	1	6	51
木 工 作 業 場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 作 業 場		0	0	0	1	0	2	0	0	3
興 行 場 ・ 遊 技 場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲 食 店 ・ 喫 茶 店		0	0	0	5	0	14	0	2	21
商 店 ・ 百 貨 店		0	0	0	1	0	4	0	0	5
学 校 ・ 病 院		0	0	0	1	0	1	0	0	2
ビ ル ・ 事 務 所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
商 業 宣 伝 放 送		0	0	0	0	0	0	0	0	0
交 通 機 関		0	0	0	0	0	0	0	0	0
一 般 家 庭		1	0	0	4	0	0	0	2	7
そ の 他		1	0	0	4	0	5	1	2	13

Ⅱ．大 気

1. 大気汚染常時測定室の測定結果（東京都測定局含む経年変化）

	項目	二酸化窒素 (NO ₂)									浮遊粒子状物質 (SPM)								
年度	単位	ppb									μg/m ³								
	測定室	砧	玉川	北沢	烏山	世田谷	成城	上馬	八幡山	砧	玉川	北沢	烏山	世田谷	成城	上馬	八幡山		
1974	S49	31	22	-	-	29	-	40	-	79	94	-	-	64	-	-	-		
1975	S50	24	21	-	-	35	-	57	-	67	103	-	-	53	-	-	-		
1976	S51	28	24	-	-	35	-	56	-	63	113	-	-	41	-	-	-		
1977	S52	27	27	-	-	36	-	58	-	50	64	-	-	69	-	-	-		
1978	S53	29	27	-	-	39	-	50	-	35	61	-	-	78	-	-	-		
1979	S54	31	31	-	-	36	-	46	-	31	57	-	-	37	-	-	-		
1980	S55	25	23	-	-	33	-	50	-	54	60	-	-	39	-	-	-		
1981	S56	23	24	-	-	30	-	43	-	55	53	-	-	46	-	-	-		
1982	S57	23	25	-	-	31	-	51	-	52	53	-	-	42	-	-	-		
1983	S58	25	29	-	-	30	-	47	44	35	47	-	-	43	-	-	-		
1984	S59	26	26	-	-	26	-	46	41	45	42	-	-	42	-	-	-		
1985	S60	20	31	-	-	26	-	41	38	48	51	-	-	48	-	-	-		
1986	S61	19	31	-	-	30	-	38	42	50	59	-	-	50	-	-	-		
1987	S62	28	32	-	-	32	-	51	46	51	55	-	-	54	-	-	-		
1988	S63	29	31	-	-	33	-	50	42	44	50	-	-	46	-	-	-		
1989	H1	30	33	-	-	33	-	50	46	44	50	-	-	47	-	-	-		
1990	H2	29	34	-	-	32	-	51	43	43	51	-	-	47	-	-	-		
1991	H3	30	35	34	28	33	-	51	47	48	50	56	58	49	-	-	-		
1992	H4	30	34	34	34	33	28	50	47	48	48	50	58	49	54	-	-		
1993	H5	26	33	33	32	31	29	47	48	48	47	46	52	40	45	-	-		
1994	H6	29	33	33	34	33	28	49	47	51	49	49	53	53	50	67	69		
1995	H7	30	33	30	34	33	28	52	47	49	44	48	52	52	52	70	64		
1996	H8	31	35	31	35	35	26	48	46	44	44	42	47	51	52	69	65		
1997	H9	30	33	29	33	33	27	48	44	43	45	42	45	52	49	67	62		
1998	H10	29	31	30	33	33	27	51	41	42	42	43	47	50	46	62	60		
1999	H11	26	29	26	31	31	27	49	41	35	35	35	38	39	41	52	48		
2000	H12	25	29	27	31	31	26	49	45	39	38	39	39	33	40	54	51		
2001	H13	27	29	27	31	31	27	49	48	39	35	38	37	32	40	53	50		
2002	H14	25	27	26	30	29	27	49	38	34	36	32	34	29	35	47	45		
2003	H15	26	27	27	30	30	27	51	40	32	37	30	32	29	33	45	39		
2004	H16	24	25	28	27	28	24	46	42	30	35	29	29	25	29	38	34		
2005	H17	24	25	25	27	26	24	48	39	28	36	33	29	22	27	40	32		
2006	H18	24	27	23	25	26	23	48	40	26	34	31	27	24	23	34	32		
2007	H19	23	25	23	24	24	22	47	38	21	25	24	22	22	19	33	30		
2008	H20	21	24	22	23	22	21	46	37	20	21	22	21	21	18	30	28		
2009	H21	23	23	22	23	21	20	44	36	19	20	19	19	19	17	26	26		
2010	H22	19	22	21	23	19	19	42	34	18	18	21	21	18	18	24	23		
2011	H23	19	21	20	21	19	18	38	32	20	20	20	20	20	19	21	21		
2012	H24	18	20	19	19	17	17	38	31	17	19	18	19	18	19	21	20		
2013	H25	17	20	19	15	17	17	39	31	19	21	21	21	21	20	23	23		
2014	H26	17	19	18	20	17	17	36	31	18	18	19	19	21	20	22	22		
2015	H27	16	19	19	18	16	16	34	29	16	17	19	17	21	19	21	21		
2016	H28	15	18	17	17	15	15	31	28	13	16	18	15	17	16	21	19		
2017	H29	16	20	16	17	15	15	-	25	14	16	17	15	17	16	-	18		
2018	H30	14	16	17	16	14	13	-	22	15	16	17	15	18	17	-	18		
2019	R1	13	15	19	15	13	13	-	21	13	15	16	12	16	15	-	16		
2020	R2	12	13	-	14	13	12	-	20	12	13	-	8	15	14	-	15		
2021	R3	11	13	-	14	-	-	-	-	10	11	-	8	-	-	-	-		
2022	R4	12	12	-	13	-	-	-	-	10	14	-	11	-	-	-	-		
2023	R5	11	12	-	-	-	-	-	-	10	12	-	-	-	-	-	-		

* オキシダントは、5時～20時の平均値（但、昭和49年～59年の砧・玉川総合測定室は24時間の平均値）。

* 昭和59年までは暦年値、61年以降は年度値。

* 玉川総合測定室の一酸化炭素、守山・給田測定室光化学オキシダントは平成9年2月以降、測定を中止。

* 緑丘測定室は平成11年11月より機器不調のため欠測。

* 緑丘・玉川測定室の光化学オキシダントは平成12年4月以降測定中止。

年度	項目	光化学オキシダント(Ox)								二酸化硫黄(SO ₂)						一酸化炭素(CO)						微小粒子状物質 (PM2.5)					
	単位	ppb								ppb						ppm						μg/m ³					
	測定室	砧	玉川	北沢	鳥山	緑丘	桜丘	二子川	守山	給田	世田谷	砧	玉川	北沢	鳥山	世田谷	砧	玉川	世田谷	上馬	八幡山	世田谷	成城	上馬	八幡山		
1974	S49	25	24	-	-	-	-	-	-	-	29	12	19	-	-	20	0.8	2.2	4.2	9.0	-	-	-	-	-		
1975	S50	27	22	-	-	-	-	-	-	-	33	13	15	-	-	21	0.9	2.0	2.0	8.1	-	-	-	-	-		
1976	S51	26	22	-	-	-	-	-	-	-	30	11	17	-	-	18	1.0	2.6	1.7	6.6	-	-	-	-	-		
1977	S52	23	22	-	-	-	-	-	-	-	33	11	12	-	-	19	1.4	2.3	1.4	6.6	-	-	-	-	-		
1978	S53	17	15	-	-	-	-	-	-	-	21	11	9	-	-	17	0.7	1.8	1.3	5.4	-	-	-	-	-		
1979	S54	13	13	-	-	-	-	-	-	-	20	11	11	-	-	18	1.0	1.4	1.1	5.3	-	-	-	-	-		
1980	S55	13	10	-	-	-	-	-	-	-	18	10	9	-	-	16	1.0	1.1	1.5	5.7	-	-	-	-	-		
1981	S56	16	11	-	-	-	-	-	-	-	19	9	9	-	-	15	1.0	1.2	1.4	5.3	-	-	-	-	-		
1982	S57	11	18	-	-	-	-	-	-	-	19	9	8	-	-	15	1.0	1.2	1.0	4.7	-	-	-	-	-		
1983	S58	16	16	-	-	-	-	-	-	-	22	8	10	-	-	14	0.9	1.1	0.9	4.6	1.8	-	-	-	-		
1984	S59	21	20	-	-	-	-	-	-	-	24	9	11	-	-	14	0.9	0.9	0.8	4.4	1.8	-	-	-	-		
1985	S60	26	22	-	-	-	-	-	-	-	23	8	9	-	-	9	0.9	1.0	0.8	4.2	1.7	-	-	-	-		
1986	S61	22	21	-	-	21	21	18	19	23	19	8	9	-	-	8	1.0	1.3	1.0	4.3	1.7	-	-	-	-		
1987	S62	25	21	-	-	25	25	21	24	28	21	9	10	-	-	8	1.0	1.1	0.9	4.5	1.8	-	-	-	-		
1988	S63	24	20	-	-	22	22	17	21	20	20	8	9	-	-	6	0.9	1.1	0.9	4.1	1.9	-	-	-	-		
1989	H1	23	14	-	-	19	20	14	18	19	17	8	9	-	-	8	0.8	1.0	0.9	4.1	2.2	-	-	-	-		
1990	H2	23	19	-	-	21	21	19	21	23	22	8	9	-	-	8	0.9	1.0	0.9	4.2	1.7	-	-	-	-		
1991	H3	22	20	23	26	21	21	19	22	23	21	8	10	8	8	9	0.9	1.0	0.9	4.1	1.7	-	-	-	-		
1992	H4	21	21	24	23	22	23	19	21	26	25	7	8	8	8	7	0.9	0.8	0.8	3.9	1.6	-	-	-	-		
1993	H5	20	18	19	23	22	22	19	22	23	25	5	6	6	6	7	0.9	0.9	0.8	3.7	1.5	-	-	-	-		
1994	H6	21	24	20	21	23	25	19	21	25	26	6	6	6	6	7	0.7	0.8	0.8	3.6	1.5	-	-	-	-		
1995	H7	21	23	22	20	26	24	23	26	26	30	6	6	6	7	6	0.7	0.8	0.8	3.4	1.4	-	-	-	-		
1996	H8	24	21	21	21	25	25	20	23	27	28	5	5	6	7	6	0.7	0.8	0.7	3.1	1.3	-	-	-	-		
1997	H9	21	19	22	22	21	21	15	-	-	29	4	4	5	5	5	0.7	-	0.7	1.6	-	-	-	-	-		
1998	H10	20	18	21	18	18	17	14	-	-	26	4	5	5	4	4	0.7	-	0.7	1.5	-	-	-	-	-		
1999	H11	21	20	23	22	-	23	-	-	-	26	3	4	4	4	3	0.6	-	0.6	1.2	-	-	-	-	-		
2000	H12	20	20	22	21	-	22	-	-	-	28	5	6	5	5	3	0.6	-	0.6	1.2	-	-	-	-	-		
2001	H13	22	18	22	23	-	-	-	-	-	30	6	6	6	5	3	0.6	-	0.6	1.2	-	-	-	-	-		
2002	H14	22	23	16	17	-	-	-	-	-	28	4	4	5	5	2	0.6	-	0.6	1.1	-	-	-	-	-		
2003	H15	29	23	20	19	-	-	-	-	-	28	4	3	4	4	2	0.5	-	0.6	1.1	-	-	-	-	-		
2004	H16	31	25	20	24	-	-	-	-	-	29	4	5	5	4	2	0.5	-	0.5	0.9	-	-	-	-	-		
2005	H17	31	25	21	26	-	-	-	-	-	28	4	5	-	-	2	0.4	-	0.5	0.9	-	-	-	-	-		
2006	H18	30	24	19	27	-	-	-	-	-	30	4	5	-	-	2	0.4	-	0.5	0.9	-	-	-	-	-		
2007	H19	32	30	26	31	-	-	-	-	-	31	3	3	-	-	1	0.4	-	0.5	0.8	-	-	-	-	-		
2008	H20	34	31	25	32	-	-	-	-	-	32	3	2	-	-	2	0.4	-	0.5	0.7	-	-	-	-	-		
2009	H21	33	31	28	33	-	-	-	-	-	32	2	2	-	-	2	0.4	-	0.5	0.6	-	-	-	-	-		
2010	H22	32	32	32	34	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	2	0.3	-	0.4	0.6	-	-	-	-	-		
2011	H23	30	29	29	30	-	-	-	-	-	29	1	1	-	-	1	0.3	-	0.4	0.6	-	15.3	-	17.7	16.7		
2012	H24	30	29	31	31	-	-	-	-	-	31	1	1	-	-	2	0.4	-	0.4	0.5	-	14.0	-	15.5	15.0		
2013	H25	32	33	33	32	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	2	0.3	-	0.3	0.4	-	16.3	14.8	17.3	17.1		
2014	H26	33	33	35	32	-	-	-	-	-	33	1	1	-	-	2	0.2	-	0.2	0.3	-	17.4	15.4	18.3	17.1		
2015	H27	33	33	34	33	-	-	-	-	-	33	1	1	-	-	2	0.2	-	0.2	0.3	-	14.6	13.7	15.6	15.5		
2016	H28	32	33	34	32	-	-	-	-	-	33	1	1	-	-	1	0.2	-	0.2	0.3	-	13.6	12.2	14.2	14.7		
2017	H29	34	33	35	34	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	1	0.2	-	0.2	-	-	13.0	12.1	-	14.5		
2018	H30	33	34	35	35	-	-	-	-	-	35	1	1	-	-	1	0.2	-	0.1	-	-	11.7	12.7	-	11.5		
2019	R1	32	33	34	35	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	2	0.2	-	0.2	-	-	10.5	11.3	-	10.3		
2020	R2	32	30	-	33	-	-	-	-	-	31	1	1	-	-	1	0.3	-	0.3	-	-	10.0	9.9	-	10.5		
2021	R3	34	35	-	38	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-		
2022	R4	34	34	-	35	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-		
2023	R5	32	33	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

* 桜丘測定室の光化学オキシダントは平成 13 年 12 月以降測定中止。

* 玉川総合測定室における平成 12 年～17 年度の二酸化窒素測定結果は参考値。

* 北沢・鳥山総合測定室の二酸化硫黄は平成 17 年 8 月以降測定中止。

* 北沢総合測定室は令和 2 年 4 月以降測定中止。

* 玉川総合測定室の二酸化硫黄は令和 4 年 4 月以降測定中止。

* 世田谷、成城、上馬、八幡山測定室の測定結果は令和 2 年度分まで掲載。

* 砧総合測定室の一酸化炭素は令和 5 年 4 月で測定を中止した。

* 鳥山総合測定室は、令和 5 年 12 月で廃止した。(令和 5 年 4 月～令和 5 年 11 月分までを掲載する)

浮遊粒子状物質の経年変化（ハイボリュームエアースンプラーによる）

砒総合測定室

項目単位	浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	カドミウム (ng/m^3)	クロム (ng/m^3)	鉄 (ng/m^3)	マンガン (ng/m^3)	ニッケル (ng/m^3)	鉛 (ng/m^3)	硫酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	硝酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	亜鉛 (ng/m^3)	銅 (ng/m^3)	バナジウム (ng/m^3)
昭和	49	83	8.1	9.7	960	42	36	37	—	—	—	98	—
	50	83	20	6.7	680	43	21	190	—	—	—	81	1
	51	80	11	9.7	1200	54	13	250	—	—	—	200	7
	52	55.7	14	4	480	35	16	130	—	—	—	133	21
	53	52.4	13	7	841	35	9	118	9.9	4.7	—	186	21
	54	36	1.9	6.3	464	28	8	75	14.8	3.7	—	71	5
	55	30.2	2	7	247	23	10	65	7.7	2.7	—	110	6
	56	36.4	2	1	204	6	15	202	6.4	5.9	—	60	8
	57	50.3	3.1	4.3	272	17.4	11.6	81	3.4	5.8	—	81	5
	58	43.1	2.6	5	467	28.1	17.1	100	4.3	4.2	—	97	9.8
	59	37.6	2	1	206	24.3	7	31	4.9	4.8	—	52	5.5
	60	36.8	1.7	2	140	18	8	59	4.9	5.1	—	41	4
	61	41.3	1	4.8	199	17.8	8.9	43	4.8	4.5	—	35	3.6
	62	43.3	1.6	2.4	183	20	2.6	56	3.7	4	—	58	2.3
	63	43.7	2.5	7.4	249	18.7	4.2	55	4.6	3.5	—	38	3.7
平成	元	42	3	20	148	13	7	56	2.9	3.7	—	41	4
	2	49.3	2	3	198	14	9	47	3.5	4.3	—	42	3
	3	34.7	1	2	37	10	4	71	4.3	4	—	53	3
	4	31.3	2	1	155	8	3	58	4	3.3	—	36	3
	5	38.7	1	2	176	10	7	54	3.6	4	—	33	3
	6	48.4	3	2	174	11	5	125	5.7	5.3	—	47	2
	7	36.3	1.3	2	133	5	4	63	12.2	2.9	—	40	3
	8	39	1.6	2.6	206	6.1	7	56	5.3	3.4	1.8	103	—
	9	32	1.6	1.2	184	7.5	5.6	40	2.8	2.6	1.3	91	—
	10	67	1.2	1.9	162	9	9	44	3.2	3.4	1.2	117	—
	11	74	0.7	0.4	89	5.6	3.3	15	3.8	3.4	1.1	97	—
	12	95	0.4	1.7	134	5	3.3	18	3.4	2.9	0.7	49	—
	13	47	0.6	1	88	4.8	4.6	22	3.3	2.7	0.7	53	—
	14	32.8	0.4	0.3	194	7.5	4.2	19.8	2.5	2.9	0.6	49.2	—
	15	35.8	0.3	0.7	111	6.2	4.2	11.2	3.3	3.5	0.5	40.5	—
	16	41.2	0.2	0.3	134	6	3	6.9	0.3	2.6	1.7	37.7	—
	17	26.8	0.3	1	142.6	6.8	3.4	11.3	3.2	2.2	0.2	38.8	—
	18	25.8	0.3	1	193.3	9.8	3.6	14.1	2.9	2.3	0.3	47.1	—
	19	34.7	0.2	0.3	157	7.2	2.2	10.1	3.6	1.6	0.25	44.7	—
	20	16.8	0.31	0.79	178	8.1	2.9	11	4.4	1.5	0.18	53	—
	21	28	0.13	1.1	89	6.6	2.1	6	4.3	1.3	0.6	22	—
	22	13.8	0.11	0.6	132	5.2	1.6	7.4	2.38	1.73	0.06	27	—
	23	15.9	0.14	0.8	163	6.1	2.1	5.4	2.64	1.58	0.21	27.8	—
	24	17.2	0.16	0.9	158	5.6	2	6.7	3.24	2.21	0.19	28.4	—
	25	13.0	0.11	0.7	143	4.4	1.9	5.3	2.85	0.85	0.14	23.4	—
	26	13.2	0.15	0.4	119	5.0	1.4	5.6	2.51	1.33	0.13	28.1	—
	27	15.1	0.17	0.5	106	4.7	1.4	8.3	2.70	2.76	0.20	24.6	—
	28	14.3	0.11	0.7	182	6.0	1.5	6.6	2.23	1.67	0.14	24.2	—
	29	18.6	0.14	0.8	294	8.7	1.7	8.4	2.28	1.99	0.27	39.0	—
	30	29.5	0.17	1.1	650	16.0	2.1	9.3	2.71	2.06	0.64	53.1	—
令和	元	23.3	0.12	1.2	630	14.8	2.0	4.5	1.94	2.18	0.70	42.4	—
	2	22.8	0.14	0.5	494	12.4	1.3	4.9	2.30	2.36	0.58	43.6	—
	3	19.7	0.10	0.9	491	12.1	1.5	4.1	1.55	1.71	0.46	37.6	—
	4	25.9	0.08	0.6	496	10.8	0.9	3.3	1.43	1.65	0.35	25.5	—
	5	22.2	0.07	1.0	456	10.8	1.3	4.2	1.39	1.40	0.93	28.9	—

玉川総合測定室

項目単位	浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	カドミウム (ng/m^3)	クロム (ng/m^3)	鉄 (ng/m^3)	マンガン (ng/m^3)	ニッケル (ng/m^3)	鉛 (ng/m^3)	硫酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	硝酸イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	亜鉛 (ng/m^3)	銅 (ng/m^3)	バナジウム (ng/m^3)
年度	49	172	15	15	3200	69	35	540	—	—	—	170	—
昭和	50	101	9	21	2300	79	25	260	—	—	—	220	8
	51	122	8	23	2500	86	18	420	12	8.9	—	270	11
	52	119	8	19	2460	94	24	330	12.3	8.2	—	277	24
	53	74	11	11	1390	47	32	218	11.6	6.3	—	182	20
	54	35	1.8	4.3	301	25	7	71	20.6	4.1	—	23	5
	55	39	2	6	204	22	11	66	7.4	3.2	—	44	5
	56	38	2	2	191	4	24	99	6	6.2	—	31	8
	57	49	3.1	3.5	232	18.1	10.4	76	3	5.8	—	33	4.5
	58	41	2.8	2.2	204	31.4	20.8	123	4	5.2	—	72	9.7
	59	35	2	4	184	27.9	6	43	6.1	3.6	—	41	7.6
	60	34	1.4	1	150	21	8	52	4.8	5.5	—	37	3
	61	39	1.6	2.4	192	16.2	4.9	51	4.6	3.9	—	38	4
	62	45	1	5	190	22	4	75	3.4	2.9	—	51	3
	63	44	2.5	7	249	19	4	55	4.6	3.6	—	38	4
平成	元	44	2	6	224	14	5	61	3.1	3.5	—	42	5
	2	42	2	4	194	17	6	42	3.8	4.2	—	38	4
	3	43	2	3	209	15	3	52	5	4.6	—	35	3.7
	4	34	1	2	177	10	4	41	3.8	3.4	—	38	3
	5	43	1	2	165	9	6	47	3.5	4.2	—	30	2
	6	41	2	2	153	10	5	69	5.3	4.8	—	33	2
	7	36	1	1	212	7	5	52	13.6	3.3	—	30	2
	8	36	1.4	2	174	5.1	5.2	42	5.3	3.3	1.4	94.0	—
	9	33	1.3	1.3	121	6.7	3.8	33	2.7	2.6	1.9	92.0	—
	10	71	1.1	2.5	158	8.8	8.6	40	3.5	3.7	1.3	104.0	—
	11	69	0.7	0.7	111	5.9	3.7	25	4	3.5	1.0	71.0	—
	12	107	0.5	1.8	147	5.2	4	17	4	3	0.8	48.0	—
	13	52	0.5	1.7	90	4	5.4	16	2.8	2.3	0.6	59.0	—
	14	28.5	0.4	1.5	297	12.2	3.6	19.5	2.5	2.8	0.6	51.1	—
	15	37.9	0.3	1	222	8.6	4.8	13.7	3.8	3.6	1.1	52.5	—
	16	38.8	0.2	1.1	114.1	5.8	2.3	6.3	0.7	2.7	6.1	32.9	—

* < の値は定量下限値を示す。

* 平均値の算出では、定量下限値未満の値は下限値の 1 / 2 とした。

* 玉川総合測定室は、平成 17 年 4 月以降測定中止。

Ⅲ. 水 質

1. 河川水質定期調査 測定結果(令和5年度)

(1) 野 川

◆野川・神明橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	9:30	0.063	晴	17.2	15.1	無色	微川藻臭	>100	7.9	12.9	0.9	2.1	5	2.03	0.026	0.02	0.04	0.011	351
R5.6.1	9:15	0.078	晴	24.3	21.3	無色	微川藻臭	>100	7.9	11.7	1.6	2.9	4	1.37	0.045	0.03	0.07	0.020	284
R5.9.7	9:40	0.187	曇	28.2	25.9	無色	微川藻臭	>100	7.9	9.5	1.6	2.3	4	2.89	0.043	0.03	0.06	0.020	257
R5.11.2	10:05	0.076	晴	22.0	19.0	無色	無臭	>100	7.9	11.8	<0.5	1.8	3	4.13	0.038	0.02	0.03	0.011	242
R6.2.1	9:30	0.055	晴	13.6	10.2	無色	微川藻臭	>100	8.0	14.1	0.5	1.9	3	3.04	0.018	0.03	0.02	0.007	275
平均値	-	0.092	-	21.1	18.3	-	-	-	7.9	12.0	1.0	2.2	4	2.69	0.034	0.03	0.04	0.014	282

◆野川・天神森橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	9:45	0.095	晴	15.4	16.5	無色	無臭	>100	8.4	15.1	0.9	1.9	4	0.92	0.027	0.02	0.02	0.012	355
R5.6.1	9:45	0.122	晴	22.6	21.1	無色	無臭	>100	8.2	11.7	1.6	3.5	7	0.70	0.051	0.02	0.03	0.027	279
R5.9.7	9:40	0.248	曇	28.5	26.2	無色	微川藻臭	>100	8.0	8.1	1.5	2.4	5	2.11	0.058	0.06	0.06	0.029	252
R5.11.2	9:45	0.256	晴	19.3	16.8	無色	無臭	>100	8.0	11.6	<0.5	1.5	1	3.61	0.025	0.02	0.03	0.012	248
R6.2.1	9:40	0.106	晴	12.6	10.8	無色	無臭	>100	8.3	12.9	<0.5	2.2	3	1.69	0.020	0.03	0.02	0.006	277
平均値	-	0.165	-	19.7	18.3	-	-	-	8.2	11.9	1.0	2.3	4	1.81	0.036	0.03	0.03	0.017	282

◆野川・兵庫橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	9:30	0.476	晴	17.7	17.4	淡黄色	微下水臭	>100	8.2	12.0	2.7	4.0	9	7.05	0.078	0.06	0.39	0.051	373
R5.6.1	9:30	0.468	晴	23.3	21.5	淡黄色	無臭	86	8.0	10.0	1.7	4.2	7	6.33	0.086	0.04	0.03	0.053	301
R5.9.7	9:00	0.587	曇	29.1	25.3	無色	微川藻臭	>100	7.9	7.8	1.8	3.6	7	5.18	0.102	0.07	0.05	0.062	289
R5.11.2	9:30	0.560	晴	22.1	17.9	無色	無臭	>100	7.9	10.0	<0.5	2.7	5	6.91	0.041	0.05	0.03	0.022	299
R6.2.1	9:00	0.352	晴	11.8	12.1	無色	無臭	70	7.9	11.4	1.8	5.3	8	6.84	0.098	0.08	0.23	0.055	335
平均値	-	0.489	-	20.8	18.8	-	-	-	8.0	10.2	1.7	4.0	7	6.66	0.081	0.06	0.15	0.049	319

(2) 仙 川

◆仙川・大川橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	9:00	0.358	晴	17.2	19.9	淡黄色	微下水臭	>100	7.5	10.7	4.9	7.2	3	9.01	0.110	0.06	1.92	0.075	394
R5.6.1	8:45	0.336	晴	23.1	22.5	淡黄色	微塩素臭	>100	7.6	8.3	1.7	5.2	4	8.42	0.110	0.09	0.35	0.053	331
R5.9.7	9:00	0.314	曇	28.9	26.2	淡黄色	微川藻臭	>100	7.7	6.8	2.6	5.2	8	7.83	0.139	0.07	0.35	0.075	333
R5.11.2	9:25	0.370	晴	21.6	21.8	無色	微川藻臭	>100	7.6	8.7	<0.5	4.5	3	8.63	0.064	0.06	0.09	0.059	340
R6.2.1	9:00	0.276	晴	12.5	16.5	淡黄色	微川藻臭	>100	7.5	8.8	3.4	6.8	3	9.89	0.139	0.08	0.77	0.063	365
平均値	-	0.331	-	20.7	21.4	-	-	-	7.6	8.7	2.6	5.8	4	8.76	0.112	0.07	0.70	0.065	353

◆仙川・清水橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	10:50	0.439	晴	20.0	18.3	淡黄色	微川藻臭	94	8.3	11.1	4.0	5.0	7	9.12	0.096	0.06	0.85	0.068	386
R5.6.1	10:55	0.345	晴	24.0	21.7	淡黄色	微川藻臭	93	8.2	9.8	1.7	4.7	9	7.70	0.104	0.08	0.03	0.060	312
R5.9.7	10:30	0.382	曇	28.1	25.4	淡黄色	微川藻臭	>100	8.1	9.2	1.9	4.1	6	6.86	0.111	0.07	0.03	0.074	323
R5.11.2	11:05	0.412	晴	22.8	20.6	無色	微川藻臭	>100	7.9	10.3	<0.5	4.2	7	8.95	0.115	0.08	0.02	0.062	329
R6.2.1	10:25	0.348	晴	15.2	13.3	淡黄色	微川藻臭	83	7.9	11.4	2.8	6.6	7	11.1	0.134	0.09	0.42	0.073	354
平均値	-	0.385	-	22.0	19.9	-	-	-	8.1	10.4	2.2	4.9	7	8.75	0.112	0.08	0.27	0.067	341

◆仙川・鎌田橋

日時	時刻	流量 (m³/s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	10:15	0.309	晴	18.5	17.4	淡黄色	微川藻臭	83	8.2	11.2	4.0	5.2	11	9.12	0.097	0.06	0.69	0.064	391
R5.6.1	10:30	0.400	晴	23.9	24.4	淡黄色	微川藻臭	95	8.4	10.3	1.7	4.7	11	8.47	0.108	0.07	0.04	0.064	310
R5.9.7	10:10	0.409	曇	28.9	25.4	無色	微川藻臭	>100	8.2	10.4	2.0	4.4	7	7.11	0.125	0.08	0.03	0.107	318
R5.11.2	10:30	0.440	晴	23.9	20.1	無色	無臭	>100	7.9	10.4	0.7	4.3	8	9.33	0.105	0.07	0.02	0.060	328
R6.2.1	10:00	0.405	晴	14.8	12.7	淡黄色	微川藻臭	88	7.9	12.0	2.7	6.9	10	11.3	0.125	0.09	0.37	0.070	350
平均値	-	0.393	-	22.0	20.0	-	-	-	8.1	10.9	2.2	5.1	9	9.07	0.112	0.07	0.23	0.073	339

(3) 丸子川

◆丸子川・根河原橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	10:05	0.031	晴	15.5	17.0	無色	無臭	>100	7.9	11.6	<0.5	1.1	<1	4.07	0.013	0.03	0.01	0.008	286
R5.6.1	10:15	0.013	晴	22.8	20.4	無色	無臭	>100	7.9	8.6	<0.5	2.2	4	3.64	0.020	0.02	0.04	0.009	228
R5.9.7	10:05	0.014	曇	29.2	25.1	無色	無臭	>100	8.1	8.1	1.4	1.7	5	4.31	0.018	0.03	0.04	0.008	240
R5.11.2	10:15	0.028	晴	22.6	18.7	無色	無臭	>100	8.3	9.1	<0.5	1.4	6	4.40	0.023	0.02	0.02	0.012	246
R6.2.1	10:10	0.016	晴	14.2	13.8	無色	無臭	>100	7.9	11.0	<0.5	1.5	2	4.55	0.013	0.04	0.02	0.010	221
平均値	-	0.020	-	20.9	19.0	-	-	-	8.0	9.7	0.7	1.6	4	4.19	0.017	0.03	0.03	0.009	244

◆丸子川・天神橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	11:20	0.045	晴	19.6	18.4	無色	無臭	>100	8.6	13.8	0.7	1.5	<1	3.05	0.025	0.03	0.02	0.014	285
R5.6.1	12:05	0.051	晴	24.5	21.0	無色	無臭	>100	8.8	13.5	0.6	1.5	<1	3.00	0.026	0.03	0.02	0.016	216
R5.9.7	10:35	0.047	曇	29.6	25.7	無色	無臭	95	8.5	12.3	1.5	2.2	3	3.22	0.036	0.03	0.04	0.019	234
R5.11.2	12:05	0.056	晴	25.2	19.3	無色	微川藻臭	>100	8.2	11.4	<0.5	1.5	3	3.34	0.024	0.02	0.02	0.015	246
R6.2.1	10:45	0.047	晴	14.7	11.9	無色	無臭	>100	8.4	16.9	<0.5	1.7	2	2.84	0.019	0.03	<0.01	0.010	232
平均値	-	0.049	-	22.7	19.3	-	-	-	8.5	13.6	0.8	1.7	2	3.09	0.026	0.03	0.02	0.015	243

◆丸子川・尾山橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (度)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	11:05	0.019	晴	19.2	18.4	無色	無臭	>100	8.0	13.8	1.7	2.6	3	1.71	0.029	0.03	0.04	0.010	322
R5.6.1	11:50	0.032	晴	24.2	21.0	淡灰黄色	無臭	>100	7.9	9.8	1.1	2.2	4	2.50	0.043	0.03	0.07	0.027	272
R5.9.7	10:20	0.024	曇	29.5	25.1	無色	無臭	95	8.0	8.0	1.7	3.2	4	2.34	0.031	0.03	0.10	0.016	264
R5.11.2	11:50	0.013	晴	25.0	19.3	淡灰色	微川藻臭	68	8.0	10.6	0.6	3.3	11	2.24	0.014	0.02	0.03	0.014	269
R6.2.1	10:30	0.016	晴	13.5	12.6	無色	無臭	65	7.9	10.6	0.5	4.3	14	2.32	0.047	0.03	0.01	0.008	247
平均値	-	0.021	-	22.3	19.3	-	-	-	8.0	10.6	1.1	3.1	7	2.22	0.033	0.03	0.05	0.015	275

(4) 谷戸川

◆谷戸川・山野小学校脇

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (度)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	11:30	0.003	晴	20.0	16.3	淡黄色	微薬品臭	>100	7.5	8.7	1.3	2.2	2	3.80	0.057	0.05	0.12	0.028	261
R5.6.1	11:15	0.000	晴	24.6	20.0	淡黄色	微下水臭	>100	7.3	7.1	1.3	2.6	4	3.89	0.051	0.03	0.09	0.034	205
R5.9.7	11:15	0.001	曇	29.1	26.1	淡黄色	微下水臭	93	7.7	5.8	1.4	2.7	5	3.25	0.062	0.04	0.20	0.040	213
R5.11.2	11:45	0.001	晴	24.1	20.2	淡黄色	微下水臭	63	7.5	7.6	1.2	2.5	9	3.39	0.082	0.03	0.20	0.036	228
R6.2.1	11:00	0.000	晴	14.9	10.8	淡黄色	微下水臭	52	7.7	7.3	3.0	4.0	10	2.22	0.122	0.04	0.47	0.077	218
平均値	-	0.001	-	22.5	18.7	-	-	-	7.5	7.3	1.6	2.8	6	3.31	0.075	0.04	0.22	0.043	225

◆谷戸川・浄化施設出口

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	9:00	0.012	晴	15.8	15.9	無色	無臭	>100	7.5	9.7	0.5	1.7	<1	2.97	0.025	0.03	<0.01	0.014	283
R5.6.1	9:00	0.025	晴	22.4	17.9	無色	無臭	>100	7.4	8.7	0.5	1.1	1	3.49	0.028	0.02	<0.01	0.020	219
R5.9.7	9:00	0.018	曇	28.1	24.9	無色	無臭	>100	7.6	7.3	1.0	1.7	<1	2.88	0.030	0.04	0.03	0.021	236
R5.11.2	9:00	0.015	晴	19.3	17.2	無色	無臭	>100	7.6	8.9	<0.5	1.2	1	3.17	0.022	0.02	<0.01	0.015	247
R6.2.1	9:00	0.014	晴	12.0	10.6	無色	無臭	>100	7.8	11.0	<0.5	1.7	<1	2.32	0.018	0.03	<0.01	0.011	244
平均値	-	0.017	-	19.5	17.3	-	-	-	7.6	9.1	0.6	1.5	1	2.97	0.025	0.03	0.01	0.016	246

◆谷戸川・紅葉橋

日時	時刻	流量 (m ³ /s)	天気	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	NH ₄ -N (mg/L)	PO ₄ -P (mg/L)	EC (μS/cm)
R5.4.13	10:40	0.011	晴	16.4	15.7	無色	無臭	>100	8.0	11.1	<0.5	1.4	3	2.55	0.019	0.02	0.02	0.010	286
R5.6.1	10:35	0.025	晴	23.2	19.0	無色	無臭	>100	7.9	9.6	0.6	1.4	2	2.69	0.022	0.03	0.03	0.012	212
R5.9.7	10:20	0.022	曇	28.9	24.1	無色	微下水臭	45	8.0	8.4	1.8	3.8	15	2.55	0.033	0.04	0.08	0.009	217
R5.11.2	10:35	0.017	晴	23.1	17.6	無色	無臭	>100	8.1	10.2	<0.5	1.2	2	2.85	0.021	0.02	0.03	0.013	241
R6.2.1	10:30	0.029	晴	14.2	13.6	無色	無臭	>100	8.1	12.6	<0.5	2.0	3	2.65	0.049	0.03	<0.01	0.047	225
平均値	-	0.021	-	21.2	18.0	-	-	-	8.0	10.4	0.8	2.0	5	2.66	0.029	0.03	0.03	0.018	236

(5) 谷沢川

◆谷沢川・櫻橋

日時	時刻	流量 (m^3/s)	天気	気温 ($^{\circ}\text{C}$)	水温 ($^{\circ}\text{C}$)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	$\text{NH}_4\text{-N}$ (mg/L)	$\text{PO}_4\text{-P}$ (mg/L)	EC ($\mu\text{S/cm}$)
R5.4.13	11:10	0.004	晴	16.8	14.3	淡黄色	微下水臭	60	8.2	13.5	0.8	1.7	<1	2.23	0.060	0.03	0.01	0.048	348
R5.6.1	11:15	0.004	晴	23.6	18.3	無色	微下水臭	90	8.1	9.0	1.0	2.4	<1	3.64	0.220	0.03	0.07	0.217	318
R5.9.7	11:00	0.006	曇	28.8	24.8	淡黄色	微下水臭	52	8.1	10.1	1.5	2.7	4	1.65	0.087	0.02	0.10	0.087	291
R5.11.2	11:05	0.006	晴	24.2	19.8	淡黄色	微下水臭	32	8.1	9.4	<0.5	2.7	15	1.41	0.059	0.03	0.06	0.037	299
R6.2.1	11:00	0.003	晴	14.0	15.1	淡黄色	微下水臭	65	8.2	10.9	0.8	2.9	3	1.00	0.050	0.02	0.18	0.038	270
平均値	-	0.005	-	21.5	18.5	-	-	-	8.1	10.6	0.9	2.5	5	1.99	0.095	0.03	0.08	0.085	305

◆谷沢川・等々力溪谷内

日時	時刻	流量 (m^3/s)	天気	気温 ($^{\circ}\text{C}$)	水温 ($^{\circ}\text{C}$)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	$\text{NH}_4\text{-N}$ (mg/L)	$\text{PO}_4\text{-P}$ (mg/L)	EC ($\mu\text{S/cm}$)
R5.4.13	11:30	0.021	晴	20.0	15.0	無色	無臭	>100	8.1	11.1	0.5	1.7	<1	1.76	0.032	<0.02	0.05	0.022	336
R5.6.1	12:25	0.025	晴	24.7	19.0	無色	無臭	>100	8.1	10.4	0.6	1.7	<1	1.89	0.043	0.02	0.02	0.034	233
R5.9.7	10:50	0.013	曇	30.3	24.1	無色	無臭	>100	8.2	9.5	1.3	2.1	<1	1.82	0.030	0.03	0.03	0.022	259
R5.11.2	10:15	0.015	晴	24.8	18.0	無色	無臭	>100	8.0	10.1	<0.5	1.5	<1	2.86	0.022	0.02	<0.01	0.016	248
R6.2.1	11:00	0.030	晴	13.9	11.3	無色	無臭	>100	8.3	13.3	<0.5	2.6	1	1.44	0.020	0.02	<0.01	0.014	263
平均値	-	0.021	-	22.7	17.5	-	-	-	8.1	10.9	0.7	1.9	1	1.95	0.029	0.02	0.02	0.022	268

◆谷沢川・多摩川合流点前

日時	時刻	流量 (m^3/s)	天気	気温 ($^{\circ}\text{C}$)	水温 ($^{\circ}\text{C}$)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	$\text{NH}_4\text{-N}$ (mg/L)	$\text{PO}_4\text{-P}$ (mg/L)	EC ($\mu\text{S/cm}$)
R5.4.13	10:10	0.048	晴	17.9	17.1	無色	無臭	>100	8.6	12.8	0.8	1.4	<1	3.20	0.026	0.03	0.02	0.017	292
R5.6.1	11:00	0.046	晴	22.5	20.8	無色	微川藻臭	>100	8.8	11.6	0.8	1.6	<1	2.83	0.020	0.03	0.01	0.011	216
R5.9.7	9:30	0.063	曇	29.3	25.4	無色	無臭	>100	8.7	11.1	1.5	1.8	2	2.96	0.025	0.03	0.04	0.014	228
R5.11.2	11:00	0.045	晴	21.1	19.8	無色	無臭	>100	8.6	13.0	0.5	1.5	2	3.59	0.024	0.02	0.02	0.014	242
R6.2.1	9:30	0.055	晴	13.5	7.0	無色	無臭	>100	8.4	15.0	<0.5	1.8	1	3.27	0.011	0.03	<0.01	0.006	230
平均値	-	0.051	-	20.9	18.0	-	-	-	8.6	12.7	0.8	1.6	1	3.17	0.021	0.03	0.02	0.012	242

(6) 多摩川

◆多摩川・丸子橋

日時	時刻	流量 (m^3/s)	天気	気温 ($^{\circ}\text{C}$)	水温 ($^{\circ}\text{C}$)	色相	臭気	透視度 (cm)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	MBAS (mg/L)	$\text{NH}_4\text{-N}$ (mg/L)	$\text{PO}_4\text{-P}$ (mg/L)	EC ($\mu\text{S/cm}$)
R5.4.13	10:45	-	晴	20.0	18.2	淡黄色	微土臭	55	8.4	12.9	1.6	3.8	15	4.37	0.363	0.05	0.04	0.322	399
R5.6.1	11:30	28.7	晴	24.0	22.9	淡黄緑色	微川藻臭	55	8.2	10.7	1.2	3.3	9	4.11	0.318	0.05	0.04	0.307	313
R5.9.7	10:10	34.3	曇	29.7	25.9	淡黄色	微下水臭	80	8.0	8.1	1.3	2.7	6	2.80	0.268	0.04	0.04	0.239	265
R5.11.2	11:30	25.0	晴	26.2	20.3	無色	微川藻臭	>100	8.5	10.7	0.5	2.5	4	5.03	0.336	0.04	0.03	0.315	326
R6.2.1	10:10	24.7	晴	12.2	9.8	無色	微川藻臭	90	7.9	11.2	0.9	3.8	4	5.32	0.236	0.04	<0.01	0.196	363
平均値	-	28.2	-	22.4	19.4	-	-	-	8.2	10.7	1.1	3.2	8	4.33	0.304	0.07	0.03	0.276	333

○河川水質調査の調査項目

●pH：水素イオン濃度

水の酸性、アルカリ性を示す指標。pH 7 が中性。7 を超えるものはアルカリ性。7 未満は酸性。6 ～ 8 が望ましい。

●DO：溶存酸素

水中に溶けている酸素の量。水生生物にとっては生存にかかわる重要な要素。魚類は最低 5mg/L 以上あることが望ましい。

●BOD：生物化学的酸素要求量

水中の汚れを分解して無害のものにするために好気性微生物が必要とする酸素の量。川の汚れを表す代表的な指標。この値が高いほど川は汚れている。 5mg/L 以下が望ましい。

●COD：化学的酸素要求量

水中の汚れを化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸素量。 5mg/L 以下が望ましい。

●SS：浮遊物質

水中に浮遊している不溶性の物質。水の濁りの原因となる。川底に堆積すると生物に悪い影響を及ぼす。

●T-N：全窒素

無機態窒素と有機態窒素の総量。無機態窒素にはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素などがあり、有機態窒素にはアミノ酸、蛋白質、核酸等がある。有機態窒素は生物の作用を受けてアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素へと変化する。

●T-P：全りん

りん酸、ポリりん酸、生物中のりん等、様々な形態で水中に存在するりん化合物に含まれるりんの総量。りんと窒素は富栄養化の原因となる。

●MBAS：メチレンブルー活性物質

水中に溶けこんだ合成洗剤（陰イオン界面活性剤）の量。洗濯排水が混入していることを示す。

●NH₄-N：アンモニア性窒素

アンモニウムイオンとして水に溶けている窒素量。生活排水、し尿処理水、下水処理水に多量に含まれる。

●PO₄-P：りん酸性りん

水中にりん酸イオンとして溶けているりんの量。水生生物の増殖が進む富栄養化の原因のひとつ。生活排水などが主な供給源。

●EC：電気伝導率

水に溶けているイオンの量を示す。この値が低いほど溶存イオンが少なく、水がきれいだという指標になる。

2. 河川生物調査

(1) 魚類調査結果の概要(経年変化)

① 仙川・谷沢川

調査方法：投網・手網
単 位：個体／地点

種 名	河川名	仙川													谷沢川												
	地点名	大川橋													等々力溪谷内												
	地点番号	No.3													No.5												
調査年月		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	ニホンウナギ																										
2	コイ		1		20	5	3	5	5			2	4	10	2												
3	ゲンゴロウブナ																										
4	ギンブナ		2		3																						
5	キンギョ																										
6	フナ属																										
7	タイリクバラタナゴ																										
8	オイカワ																										
9	カワムツ																			1					1		
10	アブラハヤ																										
11	マルタ																										
12	ウグイ																										
13	ウグイ属																										
14	モツゴ		75	5	4	6	5	1	14	8	2					2					2						
15	タモロコ		20	2	14	1		2	15	15			2	4		1	1			1							
16	カマツカ																										
17	ニゴイ																										
18	スゴモロコ類																									4	
19	ドジョウ					2	1						1	1		4	3	4	2	4	7	1	3	12	7	19	
20	ヒガシシマドジョウ																										
21	ナマズ																										
22	アユ																										
23	ミナミメダカ		10	38	11	12	8	10	44		106	9	15	47	10										1		
24	スズキ																										
25	コクチバス																										
26	ボラ																										
27	スミウキゴリ															2	9	5	1	1	10	16	6	49	28	14	
28	ウキゴリ																								1	1	
29	マハゼ																										
30	トウヨシノボリ																			1	1			1		1	
31	ヨシノボリ属																										
32	ヌマチチブ																										
33	カムルチー																										
種 類 数		5	3	5	5	4	4	4	2	2	2	3	3	3	1	4	3	2	2	5	4	2	2	3	4	5	
合計個体数		108	45	52	26	17	18	78	23	108	11	21	58	17	2	16	9	5	3	17	26	7	52	41	23	36	

注 1) 太字は今回調査結果を示す。
注 2) ヒメダカはミナミメダカに含めた。

② 野川

調査方法：投網・手網
単 位：個体／地点

種 名	河川名	野川													野川												
	地点名	神明橋													兵庫橋												
	地点番号	No.1													No.2												
調査年月	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4	R5	
1	ニホンウナギ																									11	
2	コイ	10	5	8	15	18	2	11		3	6	5	4	1	2	5	23	18	9	8	2	4		1	1		3
3	ゲンゴロウブナ																	1									
4	ギンブナ	20	15	24	18	10	15	21			4	4			14	20	34	20	6	4	8	5		2			
5	キンギョ														1												
6	フナ属															4										2	
7	タイリクバラタナゴ																			3							
8	オイカワ	30	31	44	66	42	5	22	10	16	59	48	26	26	30	45	24	125	104	88	27	46	31	18	21	22	23
9	カワムツ																										
10	ヌマムツ									2				3													
11	アブラハヤ																								2		
12	マルタ								2	16	11	2			15	10	12	15	7			44	10	85	46	15	
13	ウグイ														2												
14	ウグイ属				8															3	19					47	
15	モツゴ	60	26	26	38	10	2	9		11	7	3	41	22	60	120	21	48	52	16	2	1		2	2	1	
16	タモロコ	11		16	9		5	28	34	2	7	12	26	18	26	30	2	22	18	9	1	8		1	1		
17	カマツカ										2	7	4	2	6	12	2	4	3	2		2				2	
18	ニゴイ		1								1				3			7	1								
19	スゴモロコ類							1			17	20	1		4	6		16	9			6	1			2	3
20	ドジョウ			1	1	1						1				1		2	5	3	1		1	1	1		
21	ヒガシシマドジョウ						2	1	2	5	7	18	4	3		1		2		2		9		1	4	9	2
22	ナマズ			1	1			1			1	5	1							1						1	
23	アユ				8				1	1						4	2	28	20	12	6	8	3	3	3	4	
24	ボラ																							6			
25	ミナミメダカ	15	21	16	5	14	19	10			9	4		11	20	10		4	7	7		6		1	15	5	8
26	スズキ															4		6			1		2				
27	オオクチバス																										
28	コクチバス										1				12	6	3	9		1	1	5	1	1	4		
29	ボラ														1			1									
30	スミウキゴリ		23	6	3	1	1	9	2	9	9	5					21	10	10		8	8	2	35	11		
31	ウキゴリ											1		1	3	2	1	2	4	2	3	4	1		5	6	7
32	マハゼ														2			1	2						1	1	
33	トウヨシノボリ	1		2	2	2									2	1			7			1					
34	カワヨシノボリ										1		8									1					
35	ヨシノボリ属																		3	1							
36	ヌマチチブ																	3		3	1				1	8	3
37	カムルチー		1																1								
種 類 数		7	8	10	12	8	8	10	6	9	15	14	9	9	17	16	12	18	19	16	13	17	9	11	16	11	12
合計個体数		147	123	144	174	98	51	113	51	65	142	135	115	87	203	280	152	334	269	162	82	159	52	153	120	116	71

注 1) 太字は今回調査結果を示す。
注 2) ヒメダカはミナミメダカに含めた。

③ 丸子川・谷戸川

調査方法：投網・手網
単 位：個体／地点

種 名	河川名	丸子川(谷戸川)													丸子川 西根橋												
	地点名	谷戸川合流点													No.6												
	地点番号	No.4													No.6												
調査年月		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	ニホンウナギ																										
2	コイ	2																			2		1	3	10	2	
3	ゲンゴロウブナ																										
4	ギンブナ																2							3	1		
5	キンギョ																										
6	フナ属																						8				
7	タイリクバラタナゴ																										
8	オイカワ																										
9	カウムツ			5	3	14	25	41	4	42	23	111	30	70							1						
10	アブラハヤ										4	4	15	19													
11	マルタ																										
12	ウグイ																										
13	ウグイ属																										
14	モツゴ																										
15	タモロコ						2	1			2		3		3		3	5	3	9	7	5	12	48	11	30	14
16	カマツカ																										
17	ニゴイ																										
18	スゴモロコ類																										
19	ドジョウ	1	4	1	1	1		2		2	1	3				1	1		1					1			
20	ヒガシシマドジョウ																										
21	ナマズ																										
22	アユ																										
23	ミナミメダカ	3		14	3	2				1					2	47	8	7	5	8	42	9	3	33	20	53	18
24	スズキ																							1			
25	コクチバス																										
26	ボラ																										
27	スミウキゴリ	5	14	8	6	5	13	49	2	4	5	17	2	2	5	11	10	2	10	3	36	2	2	5	7	4	4
28	ウキゴリ											1		2													
	種 類 数	4	2	4	4	4	3	4	2	4	5	5	4	4	4	3	6	3	4	3	4	4	5	6	6	5	3
	合計個体数	11	18	28	13	22	40	93	6	49	35	136	50	93	11	59	25	14	19	20	87	17	26	93	50	90	36

注 1) 太字は今回調査結果を示す。

注 2) ヒメダカはミナメダカに含めた。

(2) 底生動物調査結果の概要(令和5年度)

令和5年度底生動物調査結果の概要

調査時期：令和5年7月13、14日

地点番号		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川名		野川		仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点名		神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力溪谷内	西根橋
種類数		43	41	19	38	34	33
汚濁階級指数ごとの種類数	4(ps)	0	0	1	1	0	1
	3(αm)	1	1	2	3	4	1
	2(βm)	3	3	2	2	3	1
	1(os)	4	6	1	3	3	2
	指数なし	15	16	5	9	14	24
汚濁指数(サブプロビ指数)		1.7	1.7	3.4	2.2	2.9	1.8
個体数合計		3,441	1,497	9,329	754	650	1,260
主要種	アメリカツノウズムシ		○				
	チリメンカワニナ				○		
	シマイシビル	3				◎	
	ミズムシ(甲殻類)	3		◎	●	●	
	ミツオミジカオフトバカゲロウ	1	△				
	サホコカゲロウ	2	△				
	ウデマガリコカゲロウ		●				
	コガタシマトビケラ	2	●	◎	◎		
	ツヤユスリカ属						
	カワリユスリカ属						◎
	ハモンユスリカ属		▲	△			○
	ナガレユスリカ属	○		●			
	ユスリカ亜科			○			
	ヒゲユスリカ属	◎					
	エリユスリカ亜科	▲					
	イトミミズ亜科	4			▲		●
	シロムラコカゲロウ				▲		
	カワニナ				△		
	オヨギミミズ					△	
	フタモンコカゲロウ					○	
	アオヒゲナガトビケラ					▲	△
	シジミ属						▲

主要種：確認個体数の多い上位5種

●：第1位 ◎：第2位 ○：第3位 ▲：第4位 △：第5位

(3) 付着藻類調査結果の概要(令和5年度)

令和5年度付着藻類調査結果の概要

地点番号			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川名			野川		仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点名			神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力溪谷内	西根橋
種類数			27	24	22	35	21	35
汚濁階級指数ごとの種類数	4 (ps)		4	4	2	3	0	3
	3 (α m)		4	3	3	2	1	2
	2 (β m)		2	2	0	4	3	2
	1 (os)		5	5	3	3	2	4
	指数なし		11	10	14	20	16	23
汚濁指数 (サブロビ指数)			2.0	2.2	2.5	1.8	1.1	2.1
細胞数合計 (細胞/cm ²)			234,400	17,150	1,930	10,520	46,760	32,320
沈殿量 (mL/75cm ² 、珪藻以外も含む)			3.3	2.9	0.38	0.45	0.65	0.8
主要種	<i>Melosira varians</i>	1		▲	○			
	<i>Staurosira construens</i>			▲	●			
	<i>Eunotia</i> sp.				▲			
	<i>Amphora pediculus</i>					△	○	
	<i>Gomphonema clevei</i>		▲			○		●
	<i>Gomphonema parvulum</i>	4			◎			
	<i>Gomphonema</i> spp.				△			
	<i>Navicula atomus</i>	4		△				
	<i>Navicula cryptotenella</i>			△				
	<i>Navicula minima</i>	3	△	●				
	<i>Reimeria sinuata</i>	1		○				
	<i>Rhoicosphenia abbreviata</i>					●		○
	<i>Nitzschia amphibia</i>	3						△
	<i>Nitzschia</i> spp.			▲				
	<i>Achnanthydium clevei</i>						△	
	<i>Achnanthydium convergens</i>	1	●					▲
	<i>Achnanthydium japonicum</i>		○	△				
	<i>Achnanthydium saprophilum</i>	4	◎					
	<i>Achnanthydium subhudsonis</i>					▲	◎	◎
	<i>Achnanthydium exiguum</i>						▲	
	<i>Cocconeis placentula</i>	1		◎		◎	●	

主要種 : 確認細胞数の多い上位5種

● : 第1位 ◎ : 第2位 ○ : 第3位 ▲ : 第4位 △ : 第5位

3. 多摩川水域における類型指定状況

(世田谷区内を流れる河川を網掛け表示)

河 川 名		類型	達成期間	河 川 名		類型	達成期間
本 川	和田橋から上流	A A	イ	支 川	日原川、秋川	A A	イ
	和田橋～拝島橋	A	ハ		平井川	A A	イ
	拝島橋より下流	B	イ		北秋川、養沢川	A A	イ
(平成 13 年 3 月 環境省告示第 17 号) (注) 1. 類型とは河川に係る環境基準指定類型をいう。 2. (1)「イ」は直ちに達成。 (2)「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。 (3)「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成。 (4)「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。			谷地川、南浅川		A	イ	
			残堀川		A	イ	
			浅川上流(さいかち堰から上流)、城山川、湯殿川		A	イ	
			浅川下流(さいかち堰から下流)、程久保川		A	イ	
			案内川		A	イ	
			川口川		A	イ	
			大栗川		A	イ	
			三沢川 (神奈川県境から上流)		C	イ	
			野川		D	イ	
			仙川		D	イ	

(平成30年 東京都告示第463号)

IV. 参考資料

1. 騒音・振動

(1) 工場・指定作業場に関する主な規制基準

① 騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第 68 条、別表第 7－5〕

区 域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特 別 基 準
A：第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	8 時～19 時	45	B・C 区域内の学校・保 育所・病院・図書館等の 周囲 50m 以内の地域 ↓ 各欄から 5 dB 減じた値
		19 時～翌 8 時	40	
B：第 2 種 区 域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 ※第 1 特別地域	8 時～19 時	50	
		19 時～翌 8 時	45	
C：第 3 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※第 1 特別地域を除く	6 時～8 時	55	
		8 時～20 時	60	
		20 時～23 時	55	
		23 時～翌 6 時	50	

（※第 1 特別地域とは A に接する C のうち周囲 30m 以内の地域）

② 振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第 68 条、別表第 7－6〕

区 域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特 別 基 準
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	8 時～19 時	60	学校・保育所・病院・図書 館等の周囲 50m 以内の地 域 ↓ 各欄から 5 dB 減じた値
		19 時～翌 8 時	55	
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8 時～20 時	65	各欄から 5 dB 減じた値
		20 時～翌 8 時	60	

(2) 特定建設作業に関する主な規制基準

騒音規制法第2条
振動規制法第2条

- ① 騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）85
- ② 振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）75

(3) 日常生活に関する主な規制基準

- ① 騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第136条、別表第13－1〕

区 域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特 別 基 準
A：第1種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 都第1種文教地区	8時～19時	45	B・C区域内の学校・保 育所・病院・図書館等の 周囲50m以内の地域 ↓ 各欄から5dB減じた値
		19時～翌8時	40	
B：第2種 区 域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	8時～19時	50	
		19時～翌8時	45	
C：第3種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6時～8時	55	
		8時～20時	60	
		20時～23時	55	
		23時～翌6時	50	

- ② 振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）〔都環境確保条例第136条、別表第13－2〕

区 域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特 別 基 準
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	8時～19時	60	学校・保育所・病院・図書 館等の周囲50m以内の地 域 ↓ 各欄から5dB減じた値
		19時～翌8時	55	
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8時～20時	65	
		20時～翌8時	60	

(4) 自動車騒音に係る環境基準

平成 10. 9. 30 環境庁告示第 64 号
平成 12. 3. 31 都告示第 420 号
平成 24. 3. 30 世田谷区告示第 307 号

(単位：dB)

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～ 6 時)
A A	世田谷区該当せず		50 以下	40 以下
A	第 1 種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第 2 種低層住居専用地域			
	第 1 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
第 2 種中高層住居専用地域				
	田園住居地域			
B	第 1 種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第 2 種住居地域			
	準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	商業地域			
	準工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
工業地域				

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼 間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」（H10. 9. 30 環大企第 256 号大気保全局長通知）

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

(5) 騒音規制法による自動車騒音の要請限度

昭 46. 6. 23 総・厚令第 3 号 改正：平 12. 12. 15 総理府令第 150 号
昭 47. 5. 1 都告示第 518 号 改正：平 12. 3. 15 都告示第 279 号
平 15. 4. 1 区告示第 214 号

(単位：dB)

区域の 区 分	該当用途地域	車線等	時 間 の 区 分	
			昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	1 車 線	65	55
		2 車 線 以上	70	65
		近 接 区 域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車 線	65	55
		2 車 線 以上 近 接 区 域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	1 車 線 2 車 線 以上 近 接 区 域	75	70

注：近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

(6) 振動規制法による道路交通振動の要請限度

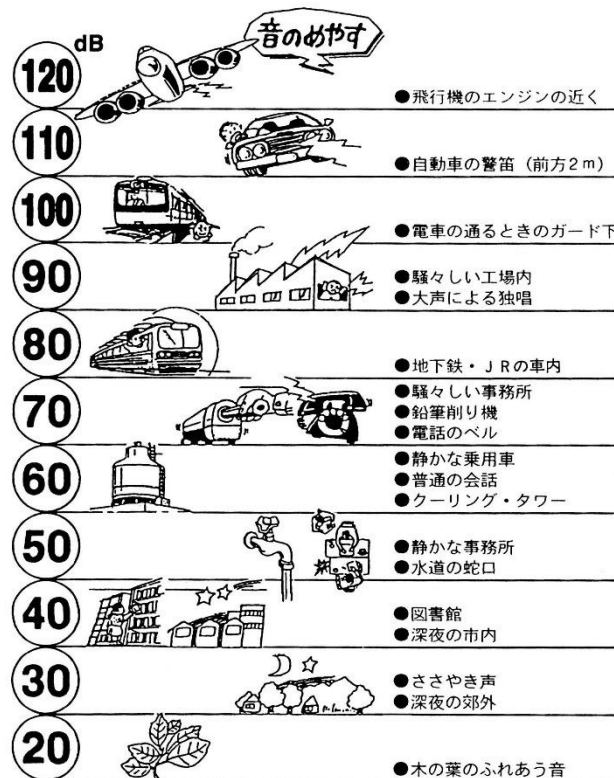
昭 51. 11. 10 総理府令第 58 号
昭 52. 3. 30 都告示第 242 号
平 15. 4. 1 区告示第 218 号

(単位：dB)

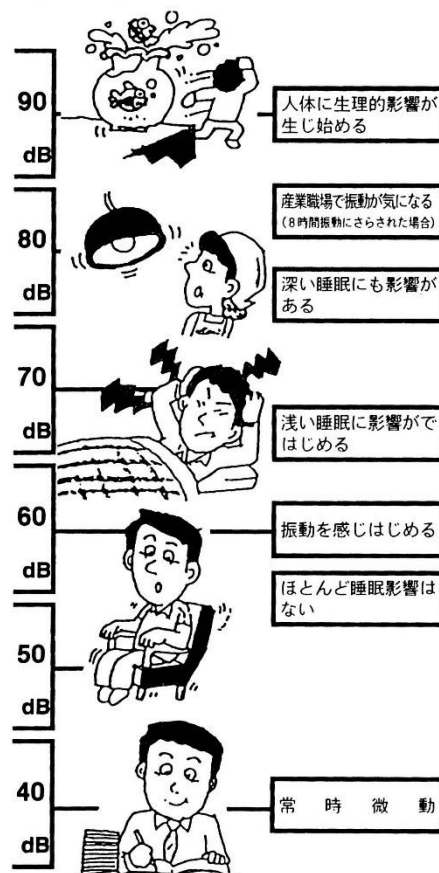
区域の区分	該当用途地域	時間の区分		限度値
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	昼 間	8 時～19 時	65
		夜 間	19 時～翌 8 時	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼 間	8 時～20 時	70
		夜 間	20 時～翌 8 時	65

(7) 騒音のめやす・振動のめやす

騒音のめやす



振動のめやす



2. 大気汚染

(1) 環境基準

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて定められていましたが、平成9年以降ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、平成21年に微小粒子状物質についても定められました。

物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

■ppm (parts per million)

容積比等を表す単位で、100 万分の 1 を 1 ppm といいます。1 ppm とは、空气中 1 立方メートルに 1 立方センチメートル含まれることをいいます。

(2) 評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

二酸化硫黄（※1）、一酸化炭素（※1）、浮遊粒子状物質（※1）、微小粒子状物質（※3）については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素（※2）については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

① 短期的評価

測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行います。

② 長期的評価

ア. 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2% 除外値）を、環境基準と比較して評価します。

ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価します。

イ. 二酸化窒素の場合

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（98% 値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価します。

ウ. 微小粒子状物質の場合

1 年平均値（長期基準）及び 1 日平均値（短期基準）の両方について長期的評価を行い、両方達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1 日の平均値は、年間の一日の平均値の低い方から 98% に相当する値とする。

（ア、イとも年間の測定時間が 6,000 時間未満のものは評価することができない。ウは、年間の測定日が 250 日未満のものは評価することはできない。）

※1 昭和 48 年 6 月 12 日付環大企 143 号「大気汚染に係る環境基準について」

※2 昭和 53 年 7 月 17 日付環大企 262 号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」

※3 平成 21 年 9 月 9 日付環水大総発第 090909001 号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

3. 土壌汚染

(1) 土壌溶出量基準（単位：mg/L）

地下水等の汚染を経由して生じる健康影響の観点から定められた基準

[都環境確保条例施行規則第 56 条、別表第 12]

番号	項 目	基 準 値	番号	項 目	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	0.003	13	1,2-ジクロロエタン	0.004
2	シアン化合物	検出されないこと	14	1,1-ジクロロエチレン	0.1
3	有機りん化合物	検出されないこと	15	1,2-ジクロロエチレン	0.04
4	鉛及びその化合物	0.01	16	1,1,1-トリクロロエタン	1
5	六価クロム化合物	0.05	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
6	砒素及びその化合物	0.01	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと	19	チウラム	0.006
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	20	シマジン	0.003
9	トリクロロエチレン	0.01	21	チオベンカルブ	0.02
10	テトラクロロエチレン	0.01	22	ベンゼン	0.01
11	ジクロロメタン	0.02	23	セレン及びその化合物	0.01
12	四塩化炭素	0.002	24	ほう素及びその化合物	1
			25	ふっ素及びその化合物	0.8
			26	塩化ビニルモノマー	0.002

(2) 土壌含有量基準（単位：mg/kg）

汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められた基準

[都環境確保条例施行規則第 56 条、別表第 12]

番号	項 目	基 準 値	番号	項 目	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	45	6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	15
2	シアン化合物	50(遊離シアン)	7	セレン及びその化合物	150
3	鉛及びその化合物	150	8	ほう素及びその化合物	4,000
4	六価クロム化合物	250	9	ふっ素及びその化合物	4,000
5	砒素及びその化合物	150			

4. 水質汚濁

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されない こと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下

項 目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエ タン	1,1-ジクロロエ チレン
基準値	検出されない こと	検出されない こと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.1mg/L 以下

項 目	シス-1,2-ジク ロロエチレン	1,1,1-トリクロ ロエタン	1,1,2-トリクロ ロエタン	トリクロロエチ レン	テトラクロロエ チレン	1,3-ジクロロブ ロペン
基準値	0.04mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下

項 目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
基準値	0.006mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下

項 目	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	0.8mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.05mg/L 以下

(2) 要監視項目（公共用水域）

	項 目 名	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
11	プロピザミド	0.008mg/L以下
12	EPN	0.006mg/L以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下

	項 目 名	指針値
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	—
17	トルエン	0.6 mg/L以下
18	キシレン	0.4 mg/L以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 mg/L以下
22	アンチモン	0.02 mg/L以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
25	全マンガン	0.2 mg/L以下
26	ウラン	0.002mg/L以下

(3) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質濃度 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

5. 地下水汚染

地下水環境基準

項 目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下

項 目	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン
基準値	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下

項 目	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下

項 目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下

項 目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	フッ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下

※1,2-ジクロロエチレンの基準値については、シス体の濃度とトランス体の濃度の和に対するものである。

世田谷区環境基本条例

平成 6 年 9 月 21 日
条 例 第 35 号

改正 平成 7 年 11 月 15 日 条例第 62 号 平成 11 年 12 月 10 日 条例第 52 号
平成 12 年 10 月 2 日 条例第 94 号 平成 15 年 6 月 24 日 条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する施策の推進（第 7 条～第 10 条）

第 3 章 開発事業等に係る環境への配慮（第 11 条～第 15 条）

第 4 章 環境の保全等に関する施策等（第 16 条～第 20 条）

第 5 章 雑則（第 21 条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
 - (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
 - (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
 - (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
 - (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
 - (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等
- 2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

- 第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。
- 2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

- 第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する目標
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

- 第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。

- 2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

- 2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
- 3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの（以下「開発事業等」という。）については、当該開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

- 2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。
- 3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

- 2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続きを経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

（委任）

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等

（施策の評価）

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

- 2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

（調査及び研究の充実）

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

（環境学習の推進）

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（区民等の活動の促進）

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 雑 則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分（審議会の設置に係る部分を含む。）は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成7年11月15日条例第62号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日条例第52号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年10月2日条例第94号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年 6 月24日条例第45号）
この条例は、公布の日から施行する。